

指定居宅療養管理指導事業者 運営規程

(介護予防サービスも同様に本規定に準ずる)

かんの薬局相生店

(事業の目的)

第1条

1. かんの薬局相生店(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した指示に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、薬学的管理指導計画書を作成し、かんの薬局相生店の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 上記1.の観点から、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。

- ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。

2. 管理者について

- ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、かんの薬局相生店の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の指示に基づき薬学的管理指導計画書を作成し訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および介護支援専門員、また必要に応じて他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
2. 通常、月曜日から金曜日の9:00～13:00、14:00～19:00、土曜日の9:00～13:00とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は明石市の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送

- ・ 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
- ・ 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
- ・ 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
- ・ 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
- ・ A D L、Q O L 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
- ・ 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
- ・ 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
- ・ 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
- ・ 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
- ・ 在宅医療機器、用具、材料等の供給
- ・ 在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
- ・ その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

（利用料その他の費用の額）

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要する交通費（薬局からの往復交通費）については、その実費の徴収はしないものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条

居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

（事故発生時の対応）

第10条

1. 事故が発生した場合には、利用者の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
3. 前項において、事故により利用者様の家族の生命、身体、財産に損害が生じた場合は速やかにその損害を賠償します。ただし私どもに故意・過失がない場合はこの限りではない。

(苦情処理)

第 1 1 条

1. 指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。
2. 苦情を受け付けた場合には当該苦情内容を記録する。
3. また市町村や国保連合会からの指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行い、その改善内容を報告する。苦情対応責任者は管理者とする。

(秘密の保持)

第 1 2 条

1. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 1 3 条 かの薬局相生店は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分周知する。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(事業継続計画等の策定に関する事項)

第 1 4 条

1. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
2. 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第15条

1. かの薬局相生店は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、かの薬局相生店の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は令和7年4月1日より施行する。